

令和 7 年 7 月 31 日

保護者 様

北 区 教 育 委 員 会
北 区 立 堀 船 中 学 校

学校における「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応について

日頃より、本区の教育活動にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

今年の夏も全国的に気温が高いことが見込まれています。引き続き、生徒の生命と健康、安全を確実に確保していくため、学校と家庭、地域と教育委員会とが連携して対応を進めてまいります。

さて、令和 6 年 4 月から、「熱中症警戒アラート」より一段上の「熱中症特別警戒アラート」（以下、「本アラート」という）の運用が開始されています。本アラートが発表された際には、広域的に例のない危険な暑さ等になることが予想され、人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがあり、登下校中においても、同様のことが起こり得ます。

つきましては、生徒の生命と健康、安全を確実に確保するため、本アラート発表時には、下記のとおり対応いたします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後、国や都から、新しい対応が示される可能性があるため、下記の内容については、変更となる場合があります。

記

1 本アラートについて

都内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が 35（予測値）に達する場合等に、前日の午後 2 時頃に発表されます。

本アラートは「熱中症予防情報サイト（環境省）」(<https://www.wbgt.env.go.jp/>)から確認することができます。

2 本アラート発表時の対応について

本アラート発表時は、過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることから、生徒の生命を第一に考え、原則として、校内外での教育活動について、中止又は延期とします。

3 本アラート発表時の具体的な対応について

(1) 区立学校は、臨時休業とします。

(2) 部活動は、屋内外での実施を問わず原則、中止とします。大会等がある場合は、大会主催者の判断に委ねますが、生徒の安全を第一に考え、出場を見合わせる等の措置を学校が適切に判断します。

(3) 宿泊学習等、東京都外の場所での活動については、当該の道府県において本アラートが発表されているか確認のうえ、活動内容等について適切に判断します。

宿泊学習等に出発する学校については、実際に活動する道府県で本アラートが発表されていない場合は、宿泊学習を実施することとします。ただし、登校時刻をずらす等の措置をとる場合があります。

宿泊学習等から帰京する学校については、暑さ指数(WBGT)を確認の上、安全に十分配慮して帰京します。ただし、下校時刻をずらす等の措置をとる場合があります。

4 本アラート発表時後の手続きについて

午後2時頃の本アラートの発表を受け、教育委員会から、t e t o r uを用いて、登録している全保護者の皆様へ通知します。

なお、t e t o r uにご登録いただいていない保護者の皆様へは、学校から個別にお知らせします。この機会に、ご登録のご検討をお願いします。

5 教育委員会からの通知があった後の対応について

翌日の対応については、学校から保護者の皆様へt e t o r uにてお知らせします。

なお、本アラートが、休業日や休日に発表された場合には、翌日の登校時刻前までに、休業中の対応について、学校からお知らせします。

6 その他

令和6年度においては、「熱中症特別警戒アラート」が発表された事例は東京都を含めてありません。

【連絡先】

北区立堀船中学校 副校長 工藤 邦彰

電話 03-3911-8817 平日 午前8時10分から午後4時40分まで

【お問い合わせ】

○学校教育全般に関すること

教 育 指 導 課 03-3908-9287

○宿泊行事に関すること

学 校 支 援 課 03-3908-1541

○放課後子ども総合プランに関すること

子どもわくわく課 03-3908-9128